

議案第 1 1 6 号

ひたちなか市と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収
納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例制
定について

ひたちなか市と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け
取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市条例第 号

ひたちなか市と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収
納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例

ひたちなか市と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け
取る権利の放棄に関する条例（平成 24 年条例第 8 号）の一部を次のように改正す
る。

第 3 条第 2 号中「第 2 条第 2 1 項」を「第 2 条第 2 2 項」に、「同条第 2 2 項」を
「同条第 2 3 項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

ひたちなか市と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例新旧対照表

旧	新	備考
(回収納付金を受け取る権利の放棄) 第3条 市長は、あらかじめ協会から損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権の放棄等の申出を受けた場合において、当該申出が第1号から第7号までに掲げる計画のいずれかに基づく求償権の全部若しくは一部の放棄に係るもの又は第8号に掲げるものに対して行う求償権の不等価譲渡に係るものであり、かつ、当該求償権の放棄等が当該申出に係る求償権の債務者である中小企業者等の事業の再生に資すると認めるときは、当該求償権に係る回収納付金を受け取る権利の全部又は一部を放棄することができる。 (1) 略 (2) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）<u>第2条第2.1項</u>に規定する特定認証紛争解決事業者が行う<u>同条第2.2項</u>に規定する特定認証紛争解決手続により成立した事業の再生に関する計画 (3)～(8) 略	(回収納付金を受け取る権利の放棄) 第3条 市長は、あらかじめ協会から損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権の放棄等の申出を受けた場合において、当該申出が第1号から第7号までに掲げる計画のいずれかに基づく求償権の全部若しくは一部の放棄に係るもの又は第8号に掲げるものに対して行う求償権の不等価譲渡に係るものであり、かつ、当該求償権の放棄等が当該申出に係る求償権の債務者である中小企業者等の事業の再生に資すると認めるときは、当該求償権に係る回収納付金を受け取る権利の全部又は一部を放棄することができる。 (1) 略 (2) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）<u>第2条第2.2項</u>に規定する特定認証紛争解決事業者が行う<u>同条第2.3項</u>に規定する特定認証紛争解決手続により成立した事業の再生に関する計画 (3)～(8) 略	